(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1760番地　田中伍市郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第１４号
大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　斉藤　勝俊
同　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年12月19日
平成24年12月25日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1735番地　長村　さた
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号

(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1735番地　長村　さた
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第１５号
大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　斉藤　勝俊
同　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年12月19日
平成24年12月25日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田32番地　松本　ゐ江
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号

(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田32番地　松本　ゐ江
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２８６号
富山市下野16番地富山市新産業支援センター３階
債務者　株式会社サイト
代表者代表取締役　善光　京子（登記簿上の代表者代表取締役　善光　敏昭）
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今村　元
４　破産債権の届出期間　平成25年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前11時
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７２６号
横浜市磯子区東町15番32号根岸モンビル105号
債務者　株式会社プライム
代表者代表取締役　須々木征勝
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３９号
横浜市神奈川区子安通１丁目201番地
債務者　加賀妻重機株式会社
代表者代表取締役　加賀妻顕一
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　史郎
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後１時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９５号
静岡市葵区川合３丁目12番15号
債務者　株式会社ＳＴサポート
代表者代表清算人　納本　勝郎
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野末　寿一
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８０号
最後の住所地静岡県沼津市吉田町12番33号
債務者　亡佐川喜三相続財産
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月15日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４９６号
名古屋市南区加福町１丁目７番地
債務者　有限会社丸正物流
代表者代表取締役　丸地　繁晴
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原島　正
４　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部